様式第２０号（第６５条関係）　　　　　　（表）

令和　　年　　月　　日

（宛先）下関市上下水道事業管理者

工事申込者

住　所

氏　名（自署）

給水装置等維持管理者選任届兼維持管理事項に関する誓約書

　給水装置等の維持管理者を下記のとおり選任しましたので、下関市上下水道局給水装置設計施工要綱第６５条第１項の規定により、届け出ます。また、裏面の維持管理事項について、遵守することを誓約します。

　なお、給水装置の所有者を変更するときは、本誓約書の内容を継承させます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置所有者 |  |
| 給水装置所在地 | 下関市　　　　　　　　　　町　　　　丁目　　　　番　　　　号 |
| 建物名称 |  | 階層 | 地上　　　階、地下　　　階 |
| 給水装置番号 |  |
| 給水方式 | □４・５階直結式　　　　□直結増圧式　　　　□受水槽式給水 |
| 建物管理人（建物設備全般を管理する業者、団体、組合） | 所在地　商　号代表者　　　　　　　　　　　　　担当者　　　　　　　　　　　連絡先　　　　（　　　　）　　　　 |
| 給水装置維持管理者 | 所在地　商　号代表者　　　　　　　　　　　　　担当者　　　　　　　　　　　連絡先　　　　（　　　　）　　　　 |
| 増圧装置等維持管理者（直結増圧式の際に記載すること。） | 所在地　商　号代表者　　　　　　　　　　　　　担当者　　　　　　　　　　　連絡先　　　　（　　　　）　　　　 |
| 電気設備及びポンプ設備維持管理者（受水槽式給水の際に記載すること。） | 所在地　商　号代表者　　　　　　　　　　　　　担当者　　　　　　　　　　　連絡先　　　　（　　　　）　　　　 |

様式第２０号　　　　　　　　　　　　　　（裏）

維持管理事項に関する誓約書

１　管理区分

　　貸与メータ以降の給水装置（配管類、増圧装置、逆流防止装置、電気設備、ポンプ設備、受水槽以下設備等）の維持管理（定期点検、定期清掃、漏水修繕等）及び水質管理は、給水装置所有者又は水道使用者の責任及び負担で行います。

２　断水への対応

（１）上下水道局が行う計画的又は緊急的な断水の際に、水が使用できなくなることを承諾します。また、断水解除後の通水で濁水等が発生した場合、又はこれにより器具等が故障した場合は、給水装置所有者又は水道使用者の責任において解決します。

（２）停電や故障により増圧装置又はポンプ設備が停止したとき、若しくは制限給水等による一時的な断水又は水圧低下に伴う出水不良及び濁水が発生したときは、それについて一切異議申し立てしません。また、直結直圧式の非常用の給水栓を設置している場合は、これを使用するよう水道使用者に周知します。

３　定期点検及び定期清掃

（１）配管類、増圧装置、逆流防止装置、電気設備、ポンプ設備の機能を適正に保つために１年以内ごとに１回、定期に、点検を維持管理業者により行うとともに、必要の都度、保守点検又は修繕を行います。また、定期点検の記録を１年間保存します。

（２）受水槽式給水の場合は、水槽設備の機能を適正に保つために１年以内ごとに１回、定期に、点検及び清掃を維持管理者により行います。

４　漏水修繕

　　貸与メータ以降の給水装置の漏水については、給水装置所有者又は水道使用者の責任において対応するとともに、上下水道局の指示に従い速やかに修繕します。

５　貸与メータの管理及び交換時の措置等

貸与メータは、善良な管理者の注意をもって管理し、貸与メータの検針及び取替等に支障のないようにします。また、計量法に基づく貸与メ－タの取替及び貸与メ－タの異常等による取替えの際には、上下水道局に協力し断水することを承諾します。

６　維持管理者の明記

増圧設備、受水槽、ポンプ室、管理人室、掲示板等に維持管理者の氏名及び連絡先がわかるように明記し、使用者に周知します。

７　条例及び規程の遵守

　　給水装置の維持管理については、この項目のほか下関市水道事業給水条例及び関係規程等を遵守します。

８　紛争の解決

　　上記の事項を水道使用者に周知徹底させ、給水方式に起因する紛争等については、当事者間で解決し、上下水道局に一切迷惑をかけません。

９　所有者の変更又は建物管理人の変更

給水装置の所有者、建物管理人及び維持管理者に変更が生じたときは、速やかに上下水道局に届け出ます。